

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

○ 岡山県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則
 【規則】
 （県例規集登載）

経営支援課

○ 令和七年度県統計調査の実施
 【告示】

統計分析課

○ 指定障害児通所支援事業者の指定
 〃

指導監査課

○ 指定通所支援の事業の廃止の届出
 〃

〃

○ 指定居宅サービス事業者の指定
 〃

〃

○ 介護医療院の開設許可
 〃

〃

○ 指定障害福祉サービス事業者の指定
 〃

〃

○ 指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出
 〃

〃

○ 〃

〃

〃

〃

目次

担当課（室）

○ 〃

〃

【公告】

○ 一般競争入札の実施

デジタル推進課

○ 随意契約の相手方の決定

税務課

○ 土地改良区役員の退任及び就任届

耕地課

○ 土地改良事業の工事完了

〃

○ 農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請

農村振興課

○ 公共測量の実施

監理課

○ 〃

〃

○ 一般競争入札の実施

技術管理課

◎岡山県規則第四十一号

岡山県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和七年五月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則
岡山県中小企業高度化資金貸付規則（昭和四十二年岡山県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「〇・八〇％」を「一・〇〇％」に改める。

別表第三第一号から第四号までの規定中「〇・八〇％」を「一・〇〇％」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の岡山県中小企業高度化資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以降に貸し付ける貸付金について適用し、同日前に貸し付けた貸付金については、なお従前の例による。

◎岡山県告示第二百三十二号

令和七年度において、次の県統計調査を実施する。

令和七年五月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 県統計調査の名称及び目的

1 名称

岡山県外国人留學生の進路等に関する意識調査

2 目的

留学理由、卒業後の進路等についてのアンケート調査及び受け入れている大学等に対する現状、課題等の調査を行い、日本での就労、キャリアアップを希望するなど将来の人材として期待される外国人留學生について、総合的・効果的な支援策検討の基礎資料として活用する。

二 県統計調査の対象の範囲

1 地域的範囲

岡山県全域

2 属性的範囲

(1) 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の四の表の留学の在留資格に基づき、同表の留学の項の下欄に掲げる大学、高等専門学校、専修学校（専門課程に限る。）若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関（以下「大学等」という。）に在籍している留學生

(2) 大学等

三 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

1 報告を求める事項

基本属性、日本語能力、留学理由、卒業後の進路、アルバイト、情報入手手段、自由意見、留學生受入れの現状及び課題、交流事業の希望調査等

2 その基準となる期日又は期間

調査票記入日

四 報告を求める者

大学等に在籍している留學生四千人、大学等九十一校

五 報告を求めるために用いる方法

郵送調査及びオンライン調査

六 報告を求める期間

令和七年五月から同年七月まで

七 実施部課名

県民生活部国際課

令和7年5月2日 岡山県公報 第12698号

◎岡山県告示第二百三十三号

令和七年度において、次の県統計調査を実施する。

令和七年五月二日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 県統計調査の名称及び目的

1 名称

岡山県在住外国人生活状況調査

2 目的

在住外国人の生活状況、ニーズ等についてアンケート調査を行い、県内の在住外国人に対する総合的・効果的な多文化共生施策検討の基礎資料として活用する。

二 県統計調査の対象の範囲

1 地域的範囲

岡山県全域

2 属性的範囲

満十八歳以上の県内在住の外国人（特別永住者を除く。）

三 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

1 報告を求める事項

基本属性、日本語能力、仕事、子育て・教育、住宅、医療・保険、防災、生活情報、困りごと・相談、地域社会、行政等サービス、自由意見等

2 その基準となる期日又は期間

調査票記入日

四 報告を求める者

三千人

五 報告を求めるために用いる方法

郵送調査及びオンライン調査

六 報告を求める期間

令和七年五月から同年七月まで

七 実施部課名

県民生活部国際課

◎岡山県告示第二百三十四号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和七年五月二日

岡山県知事 伊原 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

からふる田町

2 所在地

津山市田町九一番地四

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

合同会社コロレ

2 主たる事務所の所在地

岡山市北区富田五〇八番地六

三 指定年月日

令和七年五月一日

四 事業所番号

三三五〇三〇〇三〇一

五 サービスの種類

放課後等デイサービス

◎岡山県告示第二百三十五号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和七年五月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

パステルジュニア

2 所在地

備前市日生町寒河一〇八三―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人ふれあいサポートちやていず

2 主たる事務所の所在地

備前市日生町日生八八六番地

三 指定年月日

令和七年五月一日

四 事業所番号

三三五―一〇〇〇九八

五 サービスの種類

放課後等デイサービス

◎岡山県告示第二百三十六号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和七年五月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

児童発達支援・放課後等デイサービス ヒトツナ総社中央教室

2 所在地

総社市中央三丁目一番地一〇二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

合同会社 Crest Smile

2 主たる事務所の所在地

倉敷市片島町三六〇番地七

三 指定年月日

令和七年五月一日

四 事業所番号

三三五〇八〇〇二三五

五 サービスの種類

児童発達支援、放課後等デイサービス

令和7年5月2日 岡山県公報 第12698号

◎岡山県告示第二百三十七号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和七年五月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

バズ

2 所在地

真庭市多田三三一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

合同会社池田商店

2 主たる事務所の所在地

真庭市蒜山下福田九四四

三 指定年月日

令和七年五月一日

四 事業所番号

三三五一四〇〇〇八四

五 サービスの種類

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援

令和7年5月2日 岡山県公報 第12698号

◎岡山県告示第二百三十八号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の二十四第四項の規定により、次の指定通所支援の事業を廃止する旨の届出があった。

令和七年五月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

夢門塾ゆうゆう総社

2 所在地

総社市中央六丁目九一〇一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

キャレオス株式会社

2 主たる事務所の所在地

広島県福山市新市町大字戸手一〇二番地一

三 廃止年月日

令和七年四月三十日

四 事業所番号

三三五〇八〇〇一六九

五 サービスの種類

保育所等訪問支援

◎岡山県告示第二百三十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和七年五月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ヘルパーステーションいるかいご

2 所在地

岡山県浅口市寄島町一六〇八九番地一六

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人福嶋医院

2 所在地

岡山県浅口市寄島町三〇七二番地

三 指定年月日

令和七年五月一日

四 介護保険事業所番号

三三七二七〇一二二三

五 サービスの種類

訪問介護

◎岡山県告示第二百四十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十七条第一項の規定により、次のとおり介護医療院の開設を許可した。

令和七年五月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 施設の名称及び所在地

1 名称

介護医療院 くじば苑

2 所在地

岡山県笠岡市笠岡五一〇二番地一五

二 開設者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人緑十字会

2 所在地

岡山県笠岡市笠岡五一〇二番地一四

三 許可年月日

令和七年五月一日

四 介護保険事業所番号

三三B〇五〇〇〇二二

五 サービスの種類

介護医療院

◎岡山県告示第二百四十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和七年五月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

未来幸路合宿所 晴ればれ

2 所在地

笠岡市一番町三番四八

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

一般社団法人未来幸路

2 主たる事務所の所在地

笠岡市神島四一四〇番地一

三 指定年月日

令和七年四月一日

四 事業所番号

三三二〇五〇〇〇七一

五 サービスの種類

共同生活援助

◎岡山県告示第二百四十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和七年五月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

グループホームきずな短期入所

2 所在地

勝田郡勝央町美野一八七七番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人勝明福祉会

2 主たる事務所の所在地

勝田郡勝央町下町川一二六番地一

三 指定年月日

令和七年五月一日

四 事業所番号

三三一三六〇〇九四

五 サービスの種類

短期入所

◎岡山県告示第二百四十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和七年五月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ニチイケアセンター井原

2 所在地

井原市井原町一二六一番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社ニチイ学館

2 主たる事務所の所在地

東京都千代田区神田駿河台四丁目六番地

三 廃止年月日

令和七年四月三十日

四 事業所番号

三三一〇七〇〇二一〇

五 サービスの種類

重度訪問介護

◎岡山県告示第二百四十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和七年五月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ニチイケアセンター笠岡

2 所在地

笠岡市中央町二二―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社ニチイ学館

2 主たる事務所の所在地

東京都千代田区神田駿河台四丁目六番地

三 廃止年月日

令和七年四月三十日

四 事業所番号

三三一〇五〇〇〇六五

五 サービスの種類

重度訪問介護

令和7年5月2日 岡山県公報 第12698号

◎岡山県告示第二百四十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和七年五月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ニチイケアセンター矢掛

2 所在地

小田郡矢掛町小林七八―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社ニチイ学館

2 主たる事務所の所在地

東京都千代田区神田駿河台四丁目六番地

三 廃止年月日

令和七年四月三十日

四 事業所番号

三三一二八〇〇〇二六

五 サービスの種類

重度訪問介護

◎岡山県告示第二百四十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和七年五月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ニチイケアセンター里庄

2 所在地

浅口郡里庄町大字浜中九三番一〇号

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社ニチイ学館

2 主たる事務所の所在地

東京都千代田区神田駿河台四丁目六番地

三 廃止年月日

令和七年四月三十日

四 事業所番号

三三一二七〇〇〇二八

五 サービスの種類

重度訪問介護

◎岡山県告示第二百四十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和七年五月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ニチイケアセンター備前

2 所在地

備前市東片上六四六一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社ニチイ学館

2 主たる事務所の所在地

東京都千代田区神田駿河台四一六

三 廃止年月日

令和七年四月三十日

四 事業所番号

三三一〇〇〇七一

五 サービスの種類

重度訪問介護

◎岡山県告示第二百四十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和七年五月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ニチイケアセンター和気

2 所在地

和気郡和気町衣笠九五九―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社ニチイ学館

2 主たる事務所の所在地

東京都千代田区神田駿河台四―六

三 廃止年月日

令和七年四月三十日

四 事業所番号

三三一―二三〇〇二一七

五 サービスの種類

重度訪問介護

◎岡山県告示第二百四十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和七年五月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

就労支援「PONO」笠岡センター

2 所在地

笠岡市三番町三番地二二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社三倉屋

2 主たる事務所の所在地

広島県福山市平成台一三一二

三 廃止年月日

令和七年三月三十一日

四 事業所番号

三三一〇五〇〇四八七

五 サービスの種類

自立訓練（生活訓練）

「171」政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和七年五月二日

岡山県庁 伊原 隆 大

1 調達内容

(1) 調達件名

マイクロソフト社製オフィスソフトウェアライセンス調達

(2) 調達業務の特質等

入札説明書及びマイクロソフト社製オフィスソフトウェアライセンス調達仕様書(以下「仕様書」という。)による。

(3) 契約期間

令和7年7月1日から令和9年6月30日まで

(4) 履行場所

岡山県総務部デジタル推進課が指定する場所

(5) 入札方法

本件は、単価契約とする。

入札金額は、各ソフトウェアのライセンス価格のほか、仕様書に記載する作業等に要する一切の諸経費を含めた額とする。入札に当たっては、各ソフトウェアのライセンス当たりの単価(以下「単価」という。)に各ソフトウェアの予定数量を乗じて算出した額の合計金額(以下「合計金額」という。)を記載すること。落札決定に当たっては、合計金額を比較する。なお、契約単価は、入札書に記載された単価に当該単価の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約単価の110分の100に相当する金額を使用して、合計金額を算出すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 入札書の提出の日までに、令和7年度に県が発注する情報通信サービスの調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用されるものに係る競争入札に参加する者に必要な資格(令和7年岡山県告示第186号(情報通信サービスの調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。)に定める資格をいう。)を得ている者で、格付区分がAであるものであること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定に該当する者でないこと。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領(平成19年岡山県告示第332号)の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県から岡山県役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。)

でないこと。

(6) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。

3 競争入札参加資格確認申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を有しないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県総務部デジタル推進課地域情報化班

電話 086-226-7265 (直通)

(2) 申請期限

令和7年5月13日(火) 正午

4 入札手続等

(1) 入札説明書等の交付の場所、問い合わせ先及び契約条項を示す場所

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県総務部デジタル推進課デジタル推進班

電話 086-226-7432 (直通)

電子メールアドレス digital@pref.okayama.lg.jp

(2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和7年5月2日(金)から同月16日(金)まで(県の休日(岡山県の休日)を定める条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日を含む。以下同じ。)を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。ただし、交付場所に赴くことが困難な者については、郵送等での交付を行う。この場合は、個別に(1)の場所に電話又は電子メールで連絡を行うこと。

また、入札説明書については岡山県総務部デジタル推進課のホームページ(<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/20/>)からダウンロードすることもできる。

(3) 入札説明会

開催しない。

(4) 入札参加申込手続

入札参加を希望する者は、一般競争入札参加申込書を提出しなければならない。

ア 提出期間

令和7年5月2日(金)から同月27日(火)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所

(1)の場所に同じ。

ウ 提出方法

持参又は郵送等(書留郵便その他これに準じる方法によるものに限る。以下同じ。)。なお、持参する場合は、事前に(1)の場所に電話又は電子メールで連絡の上、提出日の予約を行うこと。

5 入札

(1) 開札の日時及び場所

令和7年6月11日（水）午前10時30分
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県出納局用度課地下1階入札室

(2) 入札書の提出方法

次のいずれかの方法によること。

ア 持参

契約を締結する権限を有している者（以下「本人」という。）又は代理人が(1)の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、本人からの委任状を持参し、入札前に提出すること。

イ 郵送等

本人が作成した入札書を封印して、4(1)の場所を宛先とした配達証明付きの郵便（封筒を二重とし、外側の封筒に「入札書在中」と朱書きし、内側の封筒に1(1)の調達件名及び(1)の日時を記載したものに限り。）をもって令和7年6月10日（火）の午後5時までには到着するよう郵送等により提出すること。

6 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

この入札に参加する者は、入札保証金として見積もった契約金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて納付しなければならない。この場合において、岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号。以下「財務規則」という。）第131条第2項各号に掲げる担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、財務規則第133条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間に岡山県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 財務規則第130条第1項の一般競争入札の参加者の資格を有し、かつ、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

ウ 過去2年間に当該契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結して、これらを全て誠実に履行し、かつ、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規則第131条第2項各号に掲げる担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

ただし、財務規則第155条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

8 その他

(1) 入札者に要求される事項

4(4)の一般競争入札参加申込書を提出した者は、契約担当者から当該書類に関する説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(2) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Name and quantity of items to be procured:

Procurement of Microsoft software licenses for Okayama Prefectural Government

(2) Contract period:

From 1 July, 2025, to 30 June, 2027

(3) Place of fulfillment:

As stated in the bid document

(4) Bid deadline:

11 June, 2025, at 10:30 a.m.

(5) Division responsible for matters related to the specific procurement

contract for this public notice:

Digital Promotion Division, Department of General Affairs, Okayama

Prefectural Government,

2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570,

Japan

TEL : (086) 226-7432

令和7年5月2日 岡山県公報 第12698号

〔一九二〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約の相手方等を決定した。

令和七年五月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 特定役務の名称
税務システム保守運用業務
- 二 契約期間
令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県総務部税務課
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 四 契約の相手方を決定した日
令和七年四月一日
- 五 契約の相手方の名称及び所在地
株式会社日立製作所 中国支社
広島県広島市中区袋町五番二五号
- 六 契約金額
一五五、七四三、一七〇円（うち消費税額及び地方消費税の額一四、一五八、四七〇円）
- 七 契約の相手方を決定した手続（契約方法）
随意契約
- 八 随意契約の理由
政令第十一条第一項第二号に該当するため

令和7年5月2日 岡山県公報 第12698号

〔一九四〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があった。

令和七年五月二日

事業主体	地区名	岡山県知事	伊原木 隆 太
足守土地改良区	道ノ下	工 種	完了年月日
		かんがい排水	令和七・三・一二

〔一九五〕農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第一項の規定により、岡山県農地中間管理機構（公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団）から農地を利用する権利の設定に関し裁定の申請があった。

令和七年五月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
吉備中央町加茂市場一八七二	田	一、一四四
吉備中央町加茂市場一八七四	田	一、〇七四
吉備中央町加茂市場一八七六	田	一、一一五

二 申請に係る農地の利用の現況

農地所有者が死亡しており、耕作の事業に従事する者が不在となることが確実と認められる。

三 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、岡山県農地中間管理機構（公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団）から借受希望者に農地を貸し付ける。

四 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額及びその支払の方法

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額	補償金の支払の方法
令和七年七月一日	権利の始期から令和十二年六月三十日まで	一六、六六五円	農地を利用する権利の始期までに岡山地方法務局に供託する。

五 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等（農地法第三十二条第一項に規定する所有者等をいう。）は、知事に意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和七年五月十六日（金）

2 提出先

岡山県農林水産部農村振興課

3 記載事項

(1) 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

(2) 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

(3) 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画

(4) 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

(5) 意見の趣旨及びその理由

(6) その他参考となるべき事項

令和7年5月2日 岡山県公報 第12698号

〔一九六〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和七年五月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

新見市唐松地内	測量区域
公共測量（用地測量）	測量の種類
令和七年四月十八日から令和八年三月三十一日まで	測量期間

令和7年5月2日 岡山県公報 第12698号

〔一九七七〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和七年五月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

新見市唐松地内	測量区域
公共測量（用地測量）	測量の種類
令和七年四月十八日から令和八年三月三十一日まで	測量期間

令和7年5月2日 岡山県公報 第12698号

〔一九八〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和七年五月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

新見市唐松地内	測量区域
公共測量（用地測量）	測量の種類
令和七年四月十八日から令和八年三月三十一日まで	測量期間

〔一九九〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和七年五月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 調達内容

- (1) 件名及び数量
公共事業総合情報システム更改に係る機器賃貸借及び保守業務 1式
- (2) 業務の特質等
入札説明書及び公共事業総合情報システム更改に係る機器賃貸借及び保守業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (3) 契約期間
令和8年3月1日から令和13年2月28日まで

(4) 履行場所

入札説明書及び仕様書による。

(5) 入札方法

入札金額は、本業務に必要な初期費用等一切の諸経費を含めた額とし、1月当たりの単価（本業務に係る物件を5年間借り受けるものとして算定したリース料及び保守に要する費用の総額の60分の1に相当する額）を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 入札書の提出の日までに令和7年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和7年岡山県告示第197号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであるものであること。

(2) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）の規定による入札参加の停止の措置を物品の売買、修理等に関して受けている者でないこと。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づき入札参加除外の措置を物品の売買、修理等に関して受けている者でないこと。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(5) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づき指名除外の措置を受けている者でないこと。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなさ

令和7年5月2日 岡山県公報 第12698号

れている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

申請先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班

電話 (086) 226-7538

4 入札手続等

(1) 入札説明書等の交付の場所、問い合わせ先及び契約条項を示す場所

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県土木部技術管理課管理情報班

電話 (086) 226-7410 (直通)

(2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和7年5月2日(金)から同月23日(金)まで(県の休日(岡山県の休日)を定める条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日をいう。以下同じ。)を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

(1)の場所にて交付する。

また、入札説明書については岡山県土木部技術管理課ホームページ(<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/60/>)からダウンロードすることもできる。

(3) 入札説明会

開催しない。

(4) 入札参加申出手続

入札参加を希望する者は、次の書類を提出しなければならない。

① 一般競争入札参加申出書

② 納入予定物品構成表

ア 提出期間

令和7年5月2日(金)から同月30日(金)まで(県の休日を除く。)の

午前9時から午後5時まで

イ 提出場所

(1)の場所に同じ。

ウ 提出方法

持参又は書留郵便若しくは信書便による送付(以下「郵便等」という。)によるものとする。

5 入札

(1) 開札の日時及び場所

令和7年6月13日(金) 午前10時

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県庁6階土木部会議室

(2) 入札書の提出方法

次のいずれかの方法によること。

ア 持参

第 1 2 6 9 8 号 岡山県公報 令和 7 年 5 月 2 日

契約を締結する権限を有している者（以下「本人」という。）又は代理人が(1)の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、本人からの委任状を持参し、入札前に提出すること。

イ 郵便等

本人が作成した入札書を封印して、4(1)の場所を宛先とした配達証明付きの郵便（封筒を二重とし、外側の封筒に「入札書在中」と朱書きし、内側の封筒に1(1)の件名及び(1)の日時を記載したものに限り送付すること。また、開札日の前日の午後5時までには到着するよう郵送等により送付すること。

6 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第131条及び第133条の規定による。

(2) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

8 その他

(1) 入札者に要求される事項

4(4)の一般競争入札参加申出書及び納入予定物品構成表を提出した者は、令和7年5月30日（金）までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(2) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否
要

(4) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased :

Public Enterprise Synthetic Infomation System 1 Unit

(2) Lease period :

From 1 March, 2026 through 28 February, 2031

(3) Time limit for tender :

10:00 A.M. 13 June, 2025

(4) Contact point for notice :

Technical Management Division, Civil Engineering Department, Okayama Prefectural Government

2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570,

Japan

TEL 086-226-7410